

奈良市月ヶ瀬簡易水道事業

令和6年度 水質検査計画

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
- 9 水質検査の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性の保証
- 11 関係機関との連携

1 基本方針

奈良市月ヶ瀬簡易水道給水区域の水質に関する検査について基本方針を下記のとおり定めます。

- 1) 安全でおいしい水を安定的に供給します。
- 2) 需用者が信頼できる水を供給します。
- 3) 効率的な水質検査を目指し、合理的な判断のもと、良質な水を供給します。
- 4) 地域性を考慮した水質検査を実施します。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質検査項目・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需用者が安心、信頼して利用できる水道の経営を目指します。

2 水道事業の概要

奈良市月ヶ瀬簡易水道事業は、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野に供給しています。

給水状況及び浄水場の所在地と浄水方法は、下表のとおりです。

【給水状況(令和4年度)】

給水人口	1,181 人	給水量	
給水戸数	453 戸	年間総給水量	153,246 m ³ /年
施設能力	940 m ³ /日	1日最大給水量	582 m ³ (1月26日)
管路延長	46,743 m	1日平均給水量	404 m ³

【浄水場の所在地と浄水方法】

施設名	所在地	水源	浄水処理方式
石打牛場浄水場	月ヶ瀬石打	牛場川	急速ろ過方式
尾山浄水場 (休止中)	月ヶ瀬尾山	ジゴク谷川	緩速ろ過方式 粒状活性炭処理
月瀬浄水場	月ヶ瀬月瀬	二双川・東谷川	急速ろ過方式 粒状活性炭処理
桃香野浄水場	月ヶ瀬桃香野	矢川・滝谷川本流 名張川・滝谷川支流	

3 水道の原水及び水道水の状況

1) 原水の状況

原水の汚染要因及び水質管理上留意しなければならない項目を示します。

施設名	原水の汚染要因	水質管理上留意すべき項目
石打牛場浄水場	・降雨等による高濁水発生	・濁度 ・クリプトスポリジウム
月瀬浄水場	・降雨等による高濁水発生	

桃香野浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による高濁水発生 ・藻類発生による臭気障害 ・畜産場等の排水 ・肥料散布後のアンモニア態窒素流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・かび臭物質 ・クリプトスポリジウム ・残留塩素
--------	---	---

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を行っています。

2) 浄水の状況

浄水場では、凝集沈でん、急速ろ過、さらに月瀬・桃香野浄水場においては粒状活性炭を用いた高度浄水処理を導入するなど、浄水処理を適切に行い、安全な水道水を供給しています。

4 検査地点

[検査地点\(施設位置図及び採水地点\)](#)は、水質基準が適用される給水栓に加えて、各浄水場原水とします。

1) 給水栓

水道法に基づく1日1回行う水質検査及び定期的の水質検査を行う地点として、浄水場系統毎に1か所の給水栓を選定し、計4か所で検査を行います。

2) 原水

水源の水質が浄水処理に影響を与えるため、各浄水場原水で検査を行います。

5 水質検査項目及び検査頻度

1) 検査項目

「水質基準項目」は全項目を検査します。また、色、濁り及び消毒の残留効果(残留塩素)に関する検査も法令どおり行います。

「水質管理目標設定項目」については、浄水場で消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、監視の必要のない亜塩素酸及び二酸化塩素を除き、すべて検査します。

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目や水質管理目標設定項目に分類できない「要検討項目」については、モリブデン及びその化合物、フタル酸エステル類、ハロ酢酸類、ハロアセトニトリル類とキシレンを検査します。

更に、「奈良市が独自に行う水質項目」として、浄水処理工程が適正に行われているかをチェックするのに必要と考えられる項目やクリプトスポリジウム等対策指針に基づいた指標菌についても検査を実施します。

2) 検査頻度

(1) 水質基準項目の検査

給水栓及び原水で検査する項目の頻度は、項目により表1のとおり行います

(2) 市内給水栓毎日検査項目

水道法に基づいて行う市内給水栓毎日検査は委託による検査2か所と連続自動測定機器による検査2か所とし、表2のとおり行います。

(3) 水質管理目標設定項目の検査

給水栓及び原水で検査する項目の頻度は、項目により表3のとおり行います。

「農薬類」及び「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」は委託検査とします。

(4) 要検討項目の検査

給水栓及び原水で検査する項目の頻度は、項目により表4のとおり行います。

(5) 奈良市が独自に行う水質項目

奈良市が独自に行う検査項目は、表5のとおり行います。

6 水質検査方法

2か所の市内給水栓毎日検査、農薬類、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の検査は、委託検査とします。それ以外の水質検査はすべて自己検査を行います。

法で定められた水質検査については、国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」)によって行います。

7 臨時の水質検査

水源から給水栓の間で、次のような問題が発生した場合は、臨時の水質検査を行います。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2) 水源に異常があったとき。
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- 4) 浄水過程に異常があったとき。
- 5) 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- 6) その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査地点ごとの水質検査結果を水質基準値等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度などを見直します。

また、水質検査計画をより良いものにするため、お客様からのご意見を今後の計画の参考とさせていただきます。

9 水質検査の公表

水質検査計画に基づき行った水質検査結果や水質試験年報は、企業局のホームページで公表します。

10 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

1) 水質検査の精度

原則として基準値の1/10の定量下限を確保し、基準値の1/10付近の測定において、変動係数(CV)が無機物では10%以下、また、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

2) 信頼性の保証

測定者間のバラツキをなくすために、水質検査項目ごとに標準作業手順書を作成し、精度の高い測定を行い、水質検査の信頼性を確保します。

更に毎年、厚生労働省が行う外部精度管理に参加し、信頼性の保証に努めます。

11 関係機関との連携

1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合

奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課や奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課と連携し、水質検査等を行います。

2) 水源で水質汚染事故が発生した場合

奈良市異常水質時連絡網や水源流域の自治体で構成する「布目・白砂川水質協議会」、さらに「淀川水質汚濁防止連絡協議会」の緊急連絡体制により、情報共有を図りながら現地調査を行い、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

-
- ◆ この水質検査計画についての、お客様のご意見をお寄せ下さい。
 - ◆ お客様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先及び宛先

〒 630-8104 奈良市奈良阪町（緑ヶ丘浄水場内）
奈良市企業局 事業部 送配水管理センター 水質管理室
・電話:0742(22)7087
・FAX:0742(27)4636